# MUFG BK 中国月報

# 三菱 UFJ 銀行 トランザクションバンキング部

# 2022年6月号 (第196号)

※ 読みたい記事のタイトルをクリックしてください。

<b>■</b> エグゼクティブ・サマリー
■特集
◆ 中国新エネルギー自動車政策の達成状況と今後の見通し
三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング グローバルコンサルティング部1
■特集
◆ 中国個人情報保護法の概要
森・濱田松本法律事務所 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
■経済
◆ 過度な中国経済悲観論を一部払拭した、2022 年 1~3 月の経済指標
三菱 UFJ モルガン・スタンレー証券 インベストメントリサーチ部8
■ 人民元レポート
◆ 加速度的な対ドル相場の下落は一服
三菱 UFJ 銀行 グローバルマーケットリサーチ14
■連載
◆ 華南ビジネス最前線 第 54 回
~南沙における RCEP・CPTPP を対象とした改革措置の発表
三菱 UFJ 銀行 香港法人営業部 アドバイザリー室18
■ スペシャリストの目
◆ 税務会計:税関と税務局間での移転価格協同管理制度の実施-中国初の試行事例の紹介 KPMG 中国 · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
◆ 日系企業のための中国法令・政策の動き
三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング 国際アドバイザリー事業部23
■ 主要経済指標
三菱 UFJ 銀行 トランザクションバンキング部 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
■ MUFG 中国ビジネス・ネットワーク



# MUFG BK 中国月報 (2022年6月号)

## エグゼクティブ・サマリー

#### 特集 中国新エネルギー自動車政策の達成状況と今後の見通し

中国が 2016 年に電気自動車 (EV) や燃料電池自動車 (FCV) などの新エネルギー自動車について「省エネルギー車と新エネルギー車技術ロードマップ」(以下、「ロードマップ 1.0」) を発表してから、5年以上が経過した。2020年には「同ロードマップ 2.0」も発表された。本稿では5年間を振り返り、ロードマップ 1.0 と現状を比較して総括、ロードマップ 2.0 達成の見通し等を述べる。

## 特集 中国個人情報保護法の概要

中国個人情報保護法は、2021 年 8 月 20 日に正式に公布され、2021 年 11 月 1 日から施行された。 この個人情報保護法は、中国におけるデータ分野の基本法を構成するものであり、中国子会社の 管理、中国企業との取引だけでなく、中国へ向けた越境 EC 事業の運営等においても注意を要す る。施行後も詳細な規則等が未整備であり、不明な点も多い。本稿では、概略について紹介する。

#### 経済 過度な中国経済悲観論を一部払拭した、2022 年 1~3 月の経済指標

総じてみれば、2022 年 1~3 月の中国主要経済指標の結果は、政策サポートによる生産と投資の回復を確認できる内容だった。今後の下方リスクとして、新型コロナウイルスの感染拡大によるロックダウンの拡大がある。だが、それには中国当局のさらなる政策の強化という形での対応が予想されるため、経済成長率に対する下方リスクは限定的であると判断している。

## 人民元レポート 加速度的な対ドル相場の下落は一服

中国人民元の対ドル相場は、労働節休暇明けの 5 日に 6.59 台前半で取引開始。13 日には 6.80 台まで下げ幅を拡大。上海市当局がロックダウンの解除方針を発表すると人民元安は一服した。27 日には 6.75 台まで反落、翌 30 日には再び 6.64 台まで上昇するなど、上下に振れやすい時間帯が続いている。対円相場は、19.60 台で取引開始。本稿執筆時点では 19.10 台となっている。

#### 連載 「華南ビジネス最前線」

#### 第 54 回 ~南沙における RCEP・CPTPP を対象とした改革措置の発表

2022年1月17日、広東省広州市所在の南沙自由貿易開発区の管理委員会が公開演説を行い、「南沙自貿区における RCEP・CPTPP を対象とした改革開放拡大のパイロット措置」の内容を公表した。RCEP 及び CPTPP を考慮した自由貿易区関連の措置公表は全国初だという。本稿では、その内容について簡単に紹介したい。

#### スペシャリストの目 税務会計

#### 税関と税務局間での移転価格協同管理制度の実施-中国初の試行事例の紹介

近日、中国深圳市の税務局と税関は中国で初めて政府部門を跨ぐ協力体制を創出し、海外関連者 仕入に関わる輸入価格の移転価格協同管理制度を正式に実施することを検討している。当該制度 が実施された場合、関連取引の輸入価格に対する税関と税務局間の二重認定及び二重課税問題を 解決し、企業の移転価格管理に確実性を与える、画期的な取り組みと高く評価されるだろう。

## スペシャリストの目 日系企業のための中国法令・政策の動き

今回は、4月中旬から5月中旬にかけて公布された政策・法令を取りあげる。





## 特集

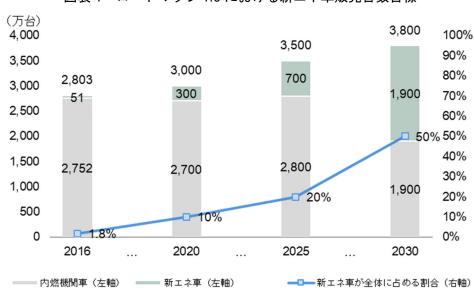
## 中国新エネルギー自動車政策の達成状況と今後の見通し

三菱UFJリサーチ&コンサルティング グローバルコンサルティング部 コンサルタント 山野井茜

中国が 2016 年に電気自動車 (EV) や燃料電池自動車 (FCV) などの新エネルギー自動車 (以下、「新エネ車」) の初めての具体的なロードマップ、「省エネルギー車と新エネルギー車技術ロードマップ」(以下、「ロードマップ 1.0」) を発表してから、5 年以上が経った。このロードマップ 1.0 には、2030 年までに新車販売台数の 40~50%を新エネ車にするという野心的な目標が盛り込まれており、発表された際には実現可能性は疑問視されていた。しかし実際には、その後、各国政府が従来の内燃機関による乗用車の 2030~2040 年における販売禁止を宣言しており、新エネ車へのシフトは確実に前進している。2020 年には改訂版である「省エネルギー車と新エネルギー車技術ロードマップ 2.0」(以下、「ロードマップ 2.0」) も発表された。本稿では、ロードマップ 1.0 と現状を比較検討し、改めてこの 5 年間を振り返り、総括を試みる。

## 1. ロードマップ 1.0 における新エネ車販売目標と実際の販売状況

まずは新エネ車の販売目標の達成状況を見ていきたい。図表 1 のとおり、ロードマップ 1.0 では、2020 年、2025 年、2030 年時点での乗用車、商用車を含む全体の自動車販売台数目標と、それに占める新エネ車の割合の目標を掲げていた。2020 年時点では、自動車全体の販売台数が 3,000 万台の目標に対して、その内の  $7\sim10\%$ を新エネ車(EV、PHV(プラグインハイブリッド車)、FCV)にするとしている。



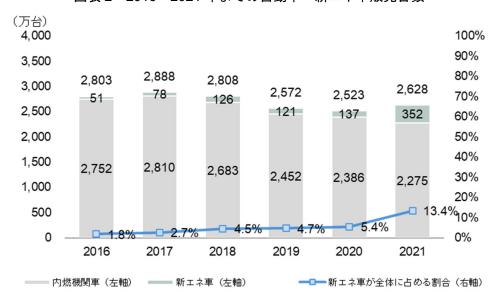
図表 1 ロードマップ 1.0 における新エネ車販売台数目標

(注) 2016年は実績値、2020年以降の数値は最大値を採用

(出典) 中国汽車工業協会、ロードマップ 1.0 をもとに筆者作成



では、実際に、2016 年以降はどうであっただろうか。図表 2 のとおり、2016 年から 2020 年までは確実に新エネ車販売台数は増加しているものの、微増に留まり、2020 時点で目標である「自動車販売台数に対して 7~10%が新エネ車」は達成できていない状況である。しかし、2021 年には新エネ車の販売台数が増加、2020 年比で 2 倍以上となり、新エネ車が全体に占める割合も 13.4%となった。中国政府系のシンクタンクである国家信息中心(国家情報センター)は、新エネ車の販売台数が大幅に増加したのは 2020 年 7 月以降であり、政策による購入インセンティブ、技術、製品ラインナップの拡大が理由であると指摘している。



図表 2 2016~2021 年までの自動車・新エネ車販売台数

(出典) 中国汽車工業協会をもとに筆者作成

## 2. 新エネ車メーカーの勢力図

これまで見てきたとおり、新エネ車販売台数については、1 年遅れではあるが、概ね目標を達成した状況である。一方で、新エネ車を製造する完成車メーカーの勢力図に変化はあったであろうか。 図表 3 は、各年の新エネ車販売台数上位 5 社の変遷である。2016 年時点は、BYD(比亜迪)、衆泰汽車、知豆汽車という当時の新興メーカーに加え、北汽新能源(北京汽車)、上海汽車という従来の大手メーカーが名を連ねている。しかし、2019 年あたりから変動があり、2016 年、2021 年双方でランクインしているのは BYD のみである。

	2016		2017		2018		2019		2020		2021	
#	会社名	台数	会社名	台数	会社名	台数	会社名	台数	会社名	台数	会社名	台数
1	BYD	9.6	北汽新能源	10.3	BYD	19.4	BYD	13.1	上汽通用五菱	16.4	上汽通用五菱	42.3
2	北汽新能源	3.8	BYD	8.8	北汽新能源	14.3	北汽新能源	8.6	BYD	10.3	テスラ	32.2
3	衆泰汽車	3.3	上海汽車	4.0	上海汽車	9.2	吉利汽車	5.0	テスラ	13.9	BYD	29.7
4	上海汽車	2.0	知豆電動車	3.7	奇瑞汽車	6.2	テスラ	4.9	長城汽車	5.4	長城汽車	13.4
5	知豆電動車	1.5	衆泰汽車	3.6	吉利汽車	5.3	上汽通用五菱	4.9	広汽埃安	6.3	広汽埃安	12.3

図表3 新エネ車販売上位5社(2016~2021年、単位:万台)

(注) 2016~2018 年は EV、PHV の合計値、2019 年以降は EV のみ

(出典) 中国乗用車市場信息聯席会をもとに筆者作成

従来の大手メーカーは、2016年以降、新エネ車の販売台数を伸ばせず、新興メーカーの衆泰汽車、 知豆汽車も補助金の減額に伴い経営が悪化した。他方で、BYDや長城汽車といった民間企業や、上



汽通用五菱(上海汽車、広西汽車、GM が出資)、広汽埃安(広汽集団傘下)といった大手メーカーの EV 専業に近いグループ会社は、近年、売り上げを伸ばしている。 EV 購入補助に依存せず、技術向上やブランドの整理に取り組んだ企業が、補助金減額後も存在感を示している。また 2016 年時点ではこぞって EV の開発、市場投入に乗り出した大手メーカーは、グループの中で棲み分けを図り、開発資源の集中を行っていると見られる。

2021年の上位企業の中でも注目すべきは、2019年からランクインしている上汽通用五菱である。 上海汽車、広西汽車、GMの合弁会社である上汽通用五菱は、2020年から低価格帯小型 4 人乗り EV である「宏光 MINI EV」を市場に投入。販売価格は、最も安いもので 3 万元未満(当時、約 50 万 円)と非常に廉価なものであった。小型ではあるものの、従来、内燃機関車よりも高い EV が、手 ごろな価格で手に入るということで人気となり、2021年は約 40 万台を売り上げた。これは中国の 新エネ車年間売上ランキングで 1 位であり、続く BYD の「秦」、テスラの「モデル Y」や「モデル 3」の 2021年の販売台数約 15 万台の 2 倍以上となっている。この低価格帯の EV の登場も、中国の 新エネ車販売台数を押し上げた要因の 1 つと考えられる。

## 3. ロードマップ 1.0 の総括とロードマップ 2.0 達成の見通し

これまで販売台数と新エネ車メーカーの勢力図を見てきたが、中国政府はロードマップ 1.0 発表 当時の世間の見立てを覆し、1 年遅れではあるが、概ね目標を達成している状況にある。それでは、2020 年に発表されたロードマップ 2.0 についてはどうだろうか。

ロードマップ 2.0 の数値目標は、全体の販売台数に占める EV 比率が、2025 年で 20%(1.0 では 15~20%)、2030 年で 40%(1.0 では 40~50%)とロードマップ 1.0 と大きな違いはない。現状を鑑みれば、2025 年時点の目標の達成も不可能な数字ではないように見える。しかし、新エネ車への補助金の終了というハードルも存在する。これまでは補助金の延長もあったが、中国政府は 2022 年で終了し、以降は延長を行わないと明確に示した。2022 年は新エネ車購入補助金の駆け込み需要が見込まれるものの、2023 年以降は購入費用の増加から販売台数が落ち込む可能性が高い。しかし、「宏光 MINI EV」が実現したように、中国国内の新エネ車関連産業のすそ野の拡大によって内製化、EV製造のコスト削減が進み、価格の引き下げが可能な段階に入りつつある。当初の中国政府の狙い通り、購入補助が不要な程度まで新エネ車の価格を抑えることができれば、ロードマップ 2.0 の実現可能性も高まる。そういった意味では、今後しばらくは「宏光 MINI EV」のような低価格帯の新エネ車が中国市場をけん引する可能性が高い。

中国の新工ネ車政策では、購入補助をはじめとする政策的なインセンティブの影響が大きいとされてきた。しかし、近年の動きを見ると、「宏光 MINI EV」など従来なかった低価格帯のモデルの登場など、各メーカーの新工ネ車への取り組み自体が市場を活発化させている。また、近年、中国メーカーは新工ネ車の輸出攻勢を仕掛けている。輸出による生産拡大がさらなる製造コストの削減につながるのみならず、日系、欧州メーカーに先んじて特に東南アジアでプレゼンスを獲得している。これも、中国政府の政策によって、特に EV については中国が世界をリードする状況になったことを示している。ロードマップでの野心的な数値目標の設定、大規模な購入補助の提供、国内の完成車メーカーへの新工ネ車製造義務化など、導入当初は多くの懸念が寄せられた中国の新工ネ車政策であるが、中国、世界でのいち早い新工ネ車市場創出という観点において、現時点では成功を収めているといえるのではないだろうか。

## (執筆者連絡先)

三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング

E-mail: akane.yamanoi@murc.jp ホームページ: https://www.murc.jp





## 中国個人情報保護法の概要

森・濱田松本法律事務所 パートナー弁護士 小野寺良文

中国個人情報保護法(以下「本法」という)は、2021年8月20日に全国人民代表大会常務委員会により正式に公布され、2021年11月1日から施行された。本法は、ネットワーク安全法(中国サイバーセキュリティ法ともいう)とデータ安全法と共に、中国におけるデータ分野の基本法を構成するものであり、中国子会社の管理、中国企業との取引だけでなく、中国へ向けた越境電子商取引(以下「越境 EC」という)事業の運営等においても注意を要する。施行後も詳細を定める規則等が未整備であり、不明な点も多い。以下、本法の概略について紹介する。

## 1. 本法の適用対象——域外適用の可能性

#### (1) 域外適用の要件

本法は、「中国国内における自然人の個人情報の取扱行為」のみならず、「中国国外における中国国内の自然人の個人情報の取扱行為」も、以下のいずれかの状況に該当する場合には、適用対象となると定めており(3条)、域外適用の可能性がある点に注意する必要がある。

#### 【域外適用対象となる状況】

1	国内の自然人に対する製品又は役務の提供を目的とする場合
2	国内の自然人の行為を分析し、評価する場合
3	法律、行政法規に定めるその他の事由

上記各事由に該当するか否かを判断する具体的な基準等は定められていないが、例えば、上記 ①の事由については、海外から中国国内の消費者に向けた越境 EC 小売輸入が典型的な事例とな る。具体的には、中国国外のサーバーにおいて越境 EC プラットフォームを構築して、専ら中国 国内の消費者に対して商品を販売し、取引のために中国国内の消費者(自然人)の個人情報を収 集、利用等する場合には、本法の適用を受ける可能性があると考えられる。

#### (2) 中国国内で機構又は代表を設置する義務

上記域外適用の要件を満たす中国国外の個人情報取扱者は、中国国内に個人情報保護に関する 事務の処理を担当する専門の機構又は代表を設け、かつその名称・氏名、連絡先等を個人情報保 護職責履行部門<sup>1</sup> に届け出なければならないとされている(53条)。

また、本法は、中国国外の個人情報取扱者に対する処罰等が実際には困難であることを踏まえて、国のネットワーク情報部門は、国外の組織や個人が、中国の公民の個人情報の権益を侵害し、 又は中国の国の安全や公共の利益を害する個人情報取扱行為に従事した場合、それらの者を個人情報提供制限リスト又は同禁止リストに記載し、これを公告し、かつそれらの者に対する個人情

<sup>1</sup> 個人情報保護職責履行部門とは、1 つの部門ではなく、個人情報保護関連の業務を担当する複数の部門の総称である (60 条 3 項)。具体的に、国レベルでは、国のネットワーク情報部門は、個人情報保護業務及び関連監督管理業務の統一的な調整を担当し(統括部門)、国務院の各関連部門は、各自の職責の範囲内において、個人情報保護業務及び関連監督管理業務を担当する(各分野の個人情報保護関連の業務を担当する部門)とされている(60 条 1 項)。また、地方レベルでは、県レベル以上の地方人民政府関連部門の個人情報保護業務及び関連監督管理業務の職責は、国の関連規定に従い確定するとされており(60 条 2 項)、下位法令に委ねられていると考えられる。



報の提供を制限又は禁止し、実質上、中国市場へのアクセスを制限又は禁止する等の措置を講じることができると規定し、実効性を確保しようとしている(42条)。

#### 2. 個人情報の定義——個人情報と機微な個人情報

本法は、個人情報を「電子的又はその他の方式により記録され、すでに識別され又は識別可能な、 自然人と関連する各種の情報」と定義したうえで、匿名化処理された情報は個人情報に含まれない と明記している(4条)。

また、本法は、「機微な個人情報」について、いわゆる個人センシティブ情報に加えて、14 歳未満の未成年者の個人情報が含まれるとしている(28条)。

#### 3. 個人情報を取り扱う場合のルール――同意取得の原則と個別同意の取得義務

#### (1) 同意取得の原則

本法は、個人情報の収集、保存、使用、加工、伝送、提供、公開、削除等を「個人情報の取り扱い」と定義している(4条2項)。

個人情報を取り扱うためには、以下の例外を除き(13 条 1 項  $2\sim7$  号)、個人から同意を取得する必要がある。同意は、当該個人が事前に十分に事情を知らされた状態で自らの意思により明確に意思表示されなければならない(14 条)。また、個人は、個人情報の取り扱いに同意した後に、その同意を撤回する権利を有する(15 条)。

そして、個人情報取扱者は、個人情報を取り扱う前に、明確な方法・明瞭簡易な表現で、当該個人に対し、①個人情報取扱者の名称又は氏名及び連絡先、②個人情報の取扱目的、取扱方法及び取り扱う個人情報の種類、保存期間、③本法に定める権利を個人が行使する場合の方法及び手続き、④法律、行政法規に告知すべき旨が定められているその他の事項を正確・完全に告知しなければならない(17条)。

## 【13条1項2~7号における例外】

① 個人を当事者の一方とする契約の締結、履行のために必要であるとき、又は法に従い制定された労働規則制度及び法に従い締結された集団契約に従い、人材資源管理を実施するために必要であるとき
 ② 法定の職責又は法定の義務の履行のために必要であるとき
 ③ 突発的な公衆衛生事象に対応するため、又は緊急の場合において自然人の生命健康及び財産の安全を保護するために必要であるとき
 ④ 公共の利益のためニュース報道や世論の監督等の行為を実施するにあたり、合理的な範囲内で個人情報を取り扱うとき
 ⑤ 個人が自ら公開した個人情報又はその他のすでに合法的に公開されている個人情報を、本法の規定に従い合理的な範囲内で取り扱うとき
 ⑥ 法律、行政法規に定めるその他の事由

従業員の個人情報の取り扱いについて問題になるケースが多い中で、特に①は注目に値する。 しかし、グループ会社間でグローバルに従業員の個人情報を共有する際には、個別同意が要求されると解される可能性がある点等、一律に従業員の個人情報を同意なく取り扱えることにはならないので注意が必要である。



#### (2) 個別同意の取得義務

以下の個人情報の取り扱いについては、包括的な同意ではなく、当該個人から個別の同意を取得しなければならないとされている。

#### 【個別同意の取得を必要とする個人情報の取り扱い】

23 条	個人情報取扱者が第三者に取り扱う個人情報を提供する場合
25 条	個人情報取扱者が取り扱う個人情報を公開する場合
26 条	公共の場所へ据え付けた画像収集設備、個人の身元識別設備により収集した個人の画像、
	身元識別情報を、公共の安全の維持保護の目的以外の目的に利用する場合
29 条	機微な個人情報を取り扱う場合
39 条	個人情報取扱者が中国国外に個人情報を提供する場合

上記のとおり、本法は、第三者提供に加えて、国外提供も、個人から個別の同意を取得することを必要としている点に注意を要する。したがって、例えば、中国国内の自然人の個人情報を現地法人から日本本社に提供する場合にも、原則として個人の同意が必要になると考えられる。

## 4. 個人情報の国内保存義務と国外への提供

本法は、①重要情報インフラ運営者(ネットワーク安全法 37条)に加え、②取り扱う個人情報が国のネットワーク情報部門の定める数量に達している個人情報取扱者も、中国国内において収集した個人情報を中国国内で保存しなければならず、国外に提供する必要が確実にある場合は、国のネットワーク情報部門が行う安全評価に合格しなければならないとされている(40条)。なお、「国のネットワーク情報部門の定める数量」の具体的な基準は現時点においても定められていない。

また、上記①と②以外の個人情報取扱事業者についても、中国国外に提供するためには、以下のいずれかの要件を満たす必要があるとされている(38条)。

#### 【「上記①と②以外の個人情報取扱事業者」が個人情報を中国国外へ提供するための要件】

1	国のネットワーク情報部門が行う安全評価に合格すること
2	国のネットワーク情報部門の規定に従い、専門機構が行う個人情報保護に係る認証を受
	けること
3	国のネットワーク情報部門が制定する標準契約に従い、国外の受領者と契約を締結し、
	双方の権利及び義務を約定すること
4	法律、行政法規又は国のネットワーク情報部門が定めるその他の条件に該当すること

#### 5. 個人の権利と個人情報取扱者の義務

#### (1) 個人の権利

本法は、個人情報取扱行為に関して、以下のとおり、個人の権利を定めた。

## 【個人情報取扱行為に関する個人の権利】

44 条	知る権利、決定権、制限・拒絶権
45 条	閲覧・複製権
46 条	訂正・補充権
47 条	削除権
48条	個人情報取扱者に対して個人情報取扱規則に関する解釈及び説明を求める権利
50 条	個人情報取扱者が個人による上記権利行使に関する請求を拒絶した場合に、個人情報取
	扱者に対して理由の説明を求める権利



#### (2) 個人情報取扱者の義務

個人情報取扱者は、一般に以下の義務を負う(51条)。

#### 【個人情報取扱者の義務】

1	内部の管理制度及び操作規定の制定義務
2	個人情報に対する分類管理の実施義務
3	暗号化、非識別化等の然るべき安全技術の措置義務
4	個人情報取扱の操作権限を合理的に確定し、かつ定期的に従業員に対して安全教育及び
	研修を実施する義務
<b>⑤</b>	個人情報の安全に関わる事象に対する緊急対応策の制定・実施義務
6	法律、行政法規に定めるその他の措置義務

また、本法は、取り扱う個人情報が国のネットワーク情報部門の定める数量に達している個人 情報取扱者に対して、個人情報保護責任者の指定を要求している(52 条)。さらに、個人情報取 扱者は、以下のいずれかに該当する場合、個人情報保護影響評価<sup>2</sup>を行わなければならない(55) 条)。

#### 【個人情報保護影響評価の実行要件】

1	機微な個人情報を取り扱う場合
2	個人情報を利用して自動的な意思決定を行う場合
3	個人情報の取り扱いの委託、個人情報の第三者提供及び個人情報の公開を行う場合
4	個人情報の国外提供を行う場合
<b>⑤</b>	その他個人の権益に重大な影響を与える個人情報取扱行為を行う場合

#### 6. 罰則

本法に違反する場合の罰則一般として、個人情報保護職責履行部門による是正命令、警告、違法 所得の没収、個人情報を違法に取り扱うアプリケーションプログラムのサービス提供の一時停止又 は終了を定めており、是正を拒否したときは、100万元以下の罰金を併科できる(66条1項)。

違反行為の情状が重いときには、省レベル以上の個人情報保護職責履行部門が是正を命じ、違法 所得を没収し、併せて5,000万元以下又は前年度売上高の5%以下の罰金に処するものとする。さら に、関連業務の一時停止又は営業停止・整頓を命じ、関連主管部門に通報して、関連業務許可を取 り消し、又は営業許可証を取り上げるよう要請することができる(66条2項)。

## (執筆者連絡先)

森·濱田松本法律事務所

小野寺良文

住所:東京都千代田区丸の内 2-6-1 丸の内パークビルディング

E-mail: yoshifumi.onodera@mhm-global.com

TEL: 03-5223-7769

<sup>2</sup> 個人情報保護影響評価には、①個人情報の取扱目的、取扱方法等が合法的、正当かつ必要なものであるか、②個人 の権益に対する影響及び安全リスク、③講じる保護措置が合法的かつ有効であるか、かつリスクの程度に見合った ものであるかといった内容を含めなければならず、個人情報保護影響評価報告及び取扱状況の記録を少なくとも 3 年間保存しなければならない(56条)。



9 ページから 13 ページは、三菱 UFJ モルガン・スタンレー証券インベストメント リサーチ部による寄稿レポートとなり、三菱 UFJ 銀行トランザクションバンキン グ部の見解、意見などを示すものではありません。

三菱 UFJ 銀行トランザクションバンキング部と三菱 UFJ モルガン・スタンレー証券 インベストメントリサーチ部では、本寄稿レポートに関し見通し・シナリオのすり 合わせや意見調整などは行っておりません。

三菱 UFJ 銀行トランザクションバンキング部は、本寄稿レポートに掲載された情報の正確性・信頼性・完全性・妥当性・適合性について、いかなる表明又は保証をするものではなく、一切の責任又は義務を負うものではありません。





## 過度な中国経済悲観論を一部払拭した、2022年1~3月の経済指標

三菱 UFJ モルガン・スタンレー証券 インベストメントリサーチ部 チーフエコノミスト 李智雄

#### ロックダウンの不確実性は続くが、インフラ・製造業投資等、政策による経済安定は続こう

中国の2022年1~3月GDP、3月主要経済指標のうち、生産、投資は市場予想を上回り、経済の「安定」が確認された。一方で、3月不動産開発投資、小売売上高は市場予想を下回った。総じてみれば、1~3月の中国主要経済指標の結果は、政策サポートによる生産と投資の回復を確認できる内容だった。もちろん、今後の下方リスクとして、新型コロナウイルスの感染拡大によるロックダウンの拡大がある。だが、それには、中国当局がさらなる政策の強化という形で対応することが予想されるため、経済成長率に対する下方リスクは限定的であるとわれわれは判断している。

## 1. 要約:今後、下方リスクには、政策強化もあり、過度に敏感になる必要はないだろう

中国の2022年1~3月GDP、3月生産、投資がいずれも市場予想を上回り、経済の「安定」が確認された。一方で、不動産開発投資、小売売上高は市場予想を下回っている。さらに、失業率は市場予想を裏切り、大幅に悪化している。

市場関係者は、特に上海などのロックダウンの影響を強く見て、中国経済に関するネガティブな 見解を持っていたようだが、そのような懸念を一部なりとも払拭する内容だったとわれわれは判断 している。

2022 年 4 月 18 日の統計発表を受けて、われわれは 2022 年の実質 GDP 成長率見通しを+5.0%に据え置く(市場予想+5.0%、Bloomberg [4 月 15 日時点])。金融緩和に関しても、 $4\sim6$  月中の追加利下げを据え置く。

今後の下方リスクには、言うまでもなく、新型コロナウイルスの感染拡大によるロックダウンの拡大がある。ほかにも、ウクライナ情勢からの間接的な波及効果を受けた、米国からの制裁強化の可能性と、同じくウクライナ情勢によるコモディティ価格の高止まりが実質所得の低下を通じて消費や投資活動の低迷につながるというリスクもあろう。

一方で、上方リスクもある。「動的(ダイナミック)ゼロ・コロナ政策」による感染拡大の抑止によって影響を限定的にとどめられる可能性があるほか、企業向け減税・手数料引き下げの強化、政策金利引き下げによる民間投資の活発化、インフラ投資のさらなる強化などだ。

## 2. 2022 年 1~3 月の GDP とロックダウンの今後の影響を考える

2022 年 1~3 月の実質 GDP 成長率は、前年比+4.8%と前期(2021 年 10~12 月同+4.0%)より加速し、市場予想(同+4.2%)を上回った。季節調整済みの前期比では+1.3%と、前期(同+1.5%)よりは鈍化したものの、堅調な伸び率が続いている。

中国経済に関しては、新型コロナウイルスの感染拡大を受けた都市封鎖などによって、経済への 悪影響が懸念されている。例えば広東省では2022年2月末から3月にかけて、感染者の増加を受け、



深セン市では3月14日から、東莞市では3月15日から封鎖管理が実施された。その結果、例えば 日系企業の約9割が操業面・物理面で影響を受けたとされている(JETRO調査)。

その後も3月末から上海市では一部の地域で規制を強化、4月5日からは市内全域を対象に無期 限の規制を実施している。

これらの規制強化を受け、投資家からは中国経済の現状について、特に経済の大幅減速の可能性 について、質問をいただく機会が多くなってきた。

しかし、広東省における都市封鎖は1週間で(具体的には3月21日に)解除された例もある。各 都市が検査を強化、その後、感染者のみを封じ込める形で、深セン市や東莞市の生活はほぼ正常に 戻った(4月11日、JETRO「ビジネス短信」)。

そこで考えるべきは、今回の上海市における感染拡大が、果たして中国全土の代表的な事案と言 えるのかどうか、である。1~3月の中国経済の落ち込みはそれほどではなかったが、上海市全体の ロックダウンが始まった4月以降は大丈夫か、そのような質問をいただく。

もちろん、上海市の経済規模は大きい。上海市の GDP は 3.9 兆元と中国全体の 3.8% (2020 年) を占めることに加えて、貿易総額では 2020 年に 3.5 兆元と中国全体(32.2 兆元)の 10.8%を占めて いるからだ。

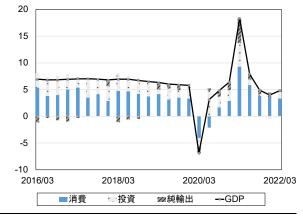
だが、中国経済全体にマイナスの影響を与えるほど、上海市の出来事が他の都市にも生じうるの か、と問われれば、その可能性は、少なくともその直前の広東省でのケースを考えれば、低いので はないか、と筆者は考えている。つまり、感染者増大の問題が、中国政府が抑制できないほど広く 中国全土に影響しているのかと言うと、上記のとおり、そこには疑念の余地がある。中国全体の問 題というよりは、上海にて局地的に生じている問題である可能性の方が高く、例えば上海を訪れた 衛生政策担当の孫春蘭副首相は、「中国の『ゼロ・コロナ』政策は揺るがない」と上海市トップの李 強氏ら幹部に対策の徹底を指示している。

そこからさらに考えを広げれば、上海市がロックダウンを行った理由は、問題を他地域へ広げな いためとも言える。上海市で生じていることを良い教訓に、早い段階での封じ込めを行うことで、 問題の長期化が避けられる可能性が高い、と筆者は考えている。例えば、今回の感染拡大の発端と されている吉林省の吉林市と長春市九台区では感染拡大が抑え込まれつつあるほか、当の上海でも 4月下旬より一部地域で行動制限の緩和が始まった。

足元では北京市での感染拡大が問題となっている。今後、ほかの地域でもロックダウンなどの各 種規制による経済活動への懸念は続こう。だが、多くの規制は長続きせず、局所的にとどまること、 経済活動の低迷に対して、対策もまた強化されることを想定しておくことも可能だ。

図表 1. 実質 GDP 成長率

(前年同期比、%) 図表 2. 社会融資増加額÷名目 GDP (%)



出所:中国国家統計局、CEIC より MUMSS 作成



出所:中国国家統計局、人民銀行、CEIC より MUMSS 作成



#### 3. 生産: 鈍化したものの、市場予想は上回る

2022 年 3 月の鉱工業生産は前年比+5.0%と、 $1\sim2$  月の同+7.5%より伸び率は鈍化したものの、市場予想(同+4.0%)は上回った。

これまで中国政府は電力問題解消に向けた石炭の増産によって電力供給を安定化すると同時に、減税・手数料引き下げなどの政策によって企業の経済活動をサポートしてきたが、その政策効果が効いている可能性がある。

鉱工業生産が堅調な伸びを示したことについて、中国国家統計局は質疑応答にて、電気機械器具製造業や通信・電子機器製造業などの産業の高度化が進んだこと、消費財製造の生産が拡大したこと(食品加工業、医薬品製造など)、工業製品の輸出が堅調だったこと、石炭・電力などの生産が拡大していることを挙げている。

今後、新型コロナウイルス感染再拡大の影響を受けて、生産の鈍化がさらに生じる可能性はある。 だが、それに対して国家統計局は、次の段階として、産業経済の発展を促進するための各種支援政 策を実施、製造業や中小零細企業を積極的に支援、疫病の深刻な影響を受けた企業への支援を強化 する必要があると言及している。つまり、今後、経済成長率の鈍化傾向が強まれば、政策支援もま た、強化されると考えてよさそうだ。

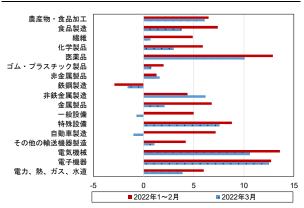
なお、5.5%前後という、全国人民代表大会(全人代)で掲げられた 2022 年の経済成長の目標達成についての質疑応答もあった。それについて国家統計局は、消費の回復が続くこと、投資の伸びの加速が続くこと、産業の高度化が進むこと、産業のグリーン化とスマート化が進むこと、対外開放は継続していること、マクロ経済政策が引き続き有効であることから、中国経済の回復・発展基調は維持される、と言及している。

図表 3. 鉱工業生産



図表 4. 鉱工業生産主要産業別

(前年比、%)



出所:中国国家統計局より MUMSS 作成

出所:中国国家統計局、CEIC より MUMSS 作成

#### 4. 固定資産投資: 鈍化したものの、堅調な伸び率継続

2022 年 1~3 月の固定資産投資は前年比+9.3%と、1~2 月の同+12.2%より伸び率は鈍化したものの、市場予想(同+8.4%)は上回った。

インフラ投資(電力、熱、ガス、水道含む)の伸び率が加速(MUMSS 試算  $^1$  1~3 月前年同期比 +10.5%、1~2 月同+8.6%)。製造業投資の伸び率(1~3 月同+15.6%、1~2 月同+20.9%)は、

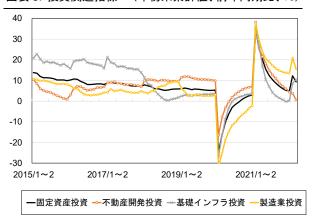
 $<sup>^1</sup>$  2007 年までのデータを伸び率で延長することで、単月の動きを MUMSS が試算。国家統計局が毎月公表しているインフラ投資の伸び率は、電力、熱、ガス、水道除く第3産業のインフラ投資伸び率となる。なお、2022年  $^1$   $^2$  月の統計局公表インフラ投資伸び率は前年同期比+8.5%だった。



鈍化したものの堅調である。国家統計局は、例えば鉄鋼やセメントの生産減少にかかわらず工業部 門の投資が増加していることに関して質問された際に、ミドルエンド、ハイエンドの産業の生産お よび投資が伸びており、経済発展の原動力が変化したことについて触れている。

中国経済は産業構造として第2次産業の割合が低下する一方、第3次産業の割合が拡大している。 その結果、全体としての経済成長率は鈍化しているが、そのような変化の中で政府の政策の焦点は 「量から質」へと変わっている。それが工業製品の品質を含めた様々な規制強化へとつながっており、 さらに製造業の高度化を促進しているという側面もあるだろう。

中国政府が減税・手数料引き下げなどの政策によって企業の経済活動をサポートしてきているのは先に述べたとおりだが、その政策効果が企業の設備投資においても現れている可能性がある。



図表 5. 投資関連指標 (年初来累計値、前年同期比、%)

注:基礎インフラ投資(電力、熱、ガス、水道含む)は MUMSS 試算 出所:中国国家統計局、CEIC より MUMSS 作成

#### 5. 不動産開発投資: 鈍いが、販売面積の伸び率のマイナス幅は縮小している

2022 年  $1\sim3$  月の不動産開発投資は前年同期比+0.7%と、 $1\sim2$  月の同+3.7%より伸び率は鈍化、市場予想(同+1.2%)も下回った。

2021年の債務不履行問題などが尾を引いている形だが、国家統計局は、各地で売買規制が緩やかに緩和されたり、住宅ローンの審査が加速したりしていることなどから、住宅需要が促進され、一部の都市では販売面積の減少率が縮小したことを指摘している。

つまり、不動産は投機対象ではないという基本原則は維持しつつ、住宅市場に対する実質的な緩和・支持政策が行われていることになる。それは今後も継続し、不動産の弱い動きも今後改善していくと予想される。

#### 6. 小売売上高:弱さが続くが、自動車・家電向け補助が今後具体化か

2022 年 3 月の小売売上高は前年比-3.5%と、 $1\sim2$  月の同+6.7%から減少に転じ、市場予想(同-3.0%)も下回った。そのうち、財消費は同-2.1%( $1\sim2$  月+6.5%)、飲食は同-16.4%(同+8.9%)だった。2021 年 3 月の水準が高かった反動等の影響も考えられるが、一部地区の新型コロナウイルス感染拡大制限措置の導入がもたらした、と見られる。品目別で見れば、自動車同-7.5%、宝飾品同-17.9%、化粧品類同-6.3%だった。

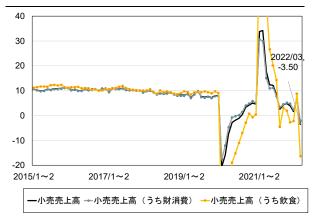
国家統計局は記者会見で、3月の消費の弱さは、一部地域での新型コロナウイルスの感染拡大が

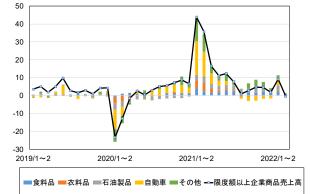


接触型サービス業を中心に大きな影響を及ぼした結果と説明したうえ、先行きに関して、消費の回復基調は変わっておらず、今後は感染が徐々に収束していく中、住民の消費能力や消費意欲がさらに回復する期待があると指摘した。また、新エネルギー自動車やグリーン・スマート家電などの消費刺激策を積極的に推進すること等も消費を下支えていくという見通しを示した。

図表 6. 小売売上高

(前年比、%) 図表 7. 品目別商品売上高(限度額以上企業、前年比、%)





出所:中国国家統計局、CEIC より MUMSS 作成

注: 国家統計局によると、限度額以上企業の集計対象は定期的に入れ替えているため、品目別寄与度の合計値が必ずしも全体の伸び率と一致しない。

出所:中国国家統計局、CEIC より MUMSS 作成出所:中国財政部より MUMSS 作成

## 7. 失業率:悪化したが、今後の悪化は見込んでいないようだ

失業率は 2022 年 3 月に 5.8% と、2 月の 5.5% から悪化した。 $1\sim2$  月は春節関連の季節要因で悪化していたが、そこからさらに悪化した形だ。

しかし、国家統計局は、雇用に関しては、一般的に都市部の調査失業率は3月以降、転職者が就職することで徐々に低下する、また政府の支援があるため、雇用市場の需給収束が進むだろう、との見方を示している。目下のところ、雇用関連指標が大きな懸念材料としてとらえられているわけではないようだ。

#### 8. 総論

総じてみれば、2022 年 1~3 月の中国主要経済指標の結果は、政策サポートによる生産と投資の 回復を確認できる内容だった。もちろん、今後の下方リスクとして、新型コロナウイルスの感染拡 大によるロックダウンの拡大がある。だが、それには中国当局のさらなる政策の強化という形での 対応が予想されるため、経済成長率に対する下方リスクは限定的であるとわれわれは判断している。

#### (執筆者連絡先)

三菱 UFJ モルガン・スタンレー証券

インベストメントリサーチ部

李智雄

住 所:東京都千代田区大手町1-9-2 大手町フィナンシャルシティ グランキューブ

E-Mail: lee-chiwoong@sc.mufg.jp TEL: 03-6627-5234





## 加速度的な対ドル相場の下落は一服

三菱 UFJ 銀行 グローバルマーケットリサーチ チーフアナリスト 井野鉄兵

#### 5月のレビュー

中国人民元の対ドル相場は、労働節休暇明けの5日に6.59 台前半で取引開始。4月下旬からの急速な人民元安地合いは5月に入っても続き、9日には6.70台に到達した。さらに、13日には一時2020年9月以来の安値となる6.80台まで下げ幅を拡大。翌16日には4月の主要経済指標が公表され、軒並み市場予想よりも悪化するものとなり、人民元安に傾いたが、上海市当局が2ヵ月続いたロックダウンの解除方針を発表すると人民元安は一服した。米国では、4日の米連邦公開市場委員会(FOMC)と、その後のパウエル米連邦準備理事会(FRB)議長の会見を受けて、過度な引き締め期待が後退。むしろ企業業績などへの懸念が強まるなかで株安が進行すると、債券高=金利が低下する展開となった。こうした環境変化により、対ドル相場は23日までに6.64台まで反発した。ただ、中国人民銀が流動性供給を続けるなかで、短期金利が低位で推移するなど、人民元高地合いに回帰するには至っておらず、27日には6.75台まで反落、翌30日には再び6.64台まで上昇するなど、上下に振れやすい時間帯が続いている。

対円相場は19.60 台で取引開始。3月からの円安基調に一服感が醸成されるなか、人民元安地合いは継続したことから、徐々に水準を切り下げる展開となり、12日には18.7台まで下げ幅を拡大している。その後、月末にかけては売買が拮抗、19円絡みで方向感なく推移した。本稿執筆時点では19.10台となっている。

#### 上海ロックダウン解除と、経済対策実施

中国最大の商工業都市である上海のロックダウンは2ヵ月に及んだ。電子製品や自動車製造など、一部では生産活動の再開が許可されたものの、ほぼ全期間にわたって経済活動が制限された4月は、上海市の工業生産が前年比▲61.5%となったほか、中国(全土の)経済指標も軒並み市場予想よりも悪化し、前年比マイナスという結果になった(第1図、第2図)。こうしたなか、上海市当局は6月以降の行動制限解除方針を発表、6月1日深夜にロックダウンを解除すると発表した。また、企業支援と消費促進に向けた50の政策措置を講じることも発表済みだ。金融面では地方政府債の発行と利用促進、中小企業向けの銀行融資を強化する。

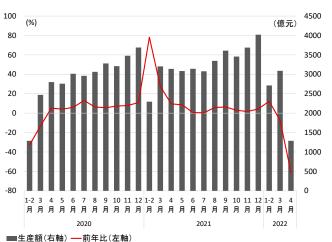
4月の経済統計の公表と上海市の行動制限解除方針の発表はともに 5月16日であったことから、このような上海市による経済対策などは、中央政府指示によるものと言えよう。実際にそれ以降、中央政府機関からも景気の現状認識が示され、経済対策が打ち出されている。17日には国家発展改革委員会が、中国経済には下方圧力が増しているとの認識を示すと、23日には内閣にあたる国務院が「的を絞った」33項目からなる経済支援策の導入を発表。同パッケージには1,400億元(2.7兆円程度)の減税や社会保障料の納付期限延長、3,000億元(5.7兆円程度)規模の鉄道建設債発行が盛り込まれている。

また、金融面では人民銀が、人民元建の新規融資が急速に減少していることを受け、20 日には住宅ローン金利のベースになる 5 年物最優遇貸出金利 (LPR) を引き下げた。24 日には不動産部門の伸びの安定を維持し、住宅購入者を支援する方針を公表。これまで当局が不動産セクターの締め付



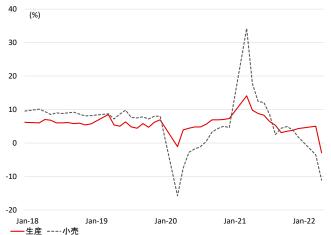
けを強化していたことに鑑みると、今回の一連の措置は、大きな方針転換含みの経済対策と言えそうだ。人民銀はさらに、26 日には金融機関の貸出意欲を高め、小規模事業者への融資を促進する方針も示した。今後のさらなる金融緩和措置を示唆したと言える。

第1図:上海市の工業生産



(資料) 上海市統計局より三菱 UFJ 銀行グローバルマーケットリ サーチ作成

## 第2図:中国全土の鉱工業生産、 小売売上高前年比増減



(資料) 中国国家統計局より三菱 UFJ 銀行グローバルマーケットリ サーチ作成

## 対ドル相場は反発も「人民元安」は継続

5月後半に打ち出された一連の対応により、中国経済に対する過度に悲観的な見方は後退した。中国株の下落は一旦止まっているほか、2月以降鮮明になった、海外投資家による人民元建債券売り、資金流出も現時点では一服しているものと考えられる。ただ、金利面でドル対比での人民元の優位性が剥落した状態には変わりがなく、貿易黒字以上の資金流出が観測された4月ほどではないにせよ、目先は引き続き資金流出が起こりやすい環境とみられる(第3図)。実際、対ドル相場は反発したものの、国家外為管理局(SAFE)算出の人民元指数は5月末にかけても弱含みに推移しており、「人民元高」に転じたとは評価しにくい(第4図)。2020年のコロナ禍からの回復当時は、米国を筆頭に世界中の中銀が政策金利の水準を大幅に引き下げ、資産買入を実施するなどの積極的な金融緩和に踏み切った一方で、人民銀は金利水準を維持していた。足もとでは、その逆とも言える状況になっている。相対的な金融政策格差により、人民元は弱含みとなりやすい環境が続きそうだ。

また、先月号でも指摘の通り、通貨政策面ではさらなる人民元安も容認するスタンスとみていいだろう。5月25日にはSAFE 幹部が「資金の流出入は証券投資において自然」と、ここまでの資金流出を取り立てて問題視しておらず、むしろ「すべては十分に制御されている」ことから、人民元安を防ぐために内外の資金移動をシャットアウトするなどといった措置を講じる意向がないこと示唆している。4月には外貨建の預金準備率引き下げに踏み切り、人民元安進行のスピード調整を図っているものの、景気対策の観点から人民元安そのものは容認する姿勢と考えられる。海外投資家による「自然」な資金流出を通じた人民元安との評価はむしろ、G7声明にあるところの市場原理に基づく人民元安であるとの理論武装とも言えそうだ。かねて人民銀は、人民元相場を「合理的で均衡のとれた水準」に保つとしており、現時点でもその方針は維持されている。過去の推移を踏まえると、人民元指数の2018年の高値98前後がその上限と考えられることから、現状、当局としては少なくとも同水準まで、あと2%程度は人民元指数ベースでの人民元安を志向しているものとみておきたい。



第3図:中米金利差とボンドコネクトを通じた 対外証券投資



(資料) 債券通、Bloomberg より三菱 UFJ 銀行グローバルマーケット リサーチ作成

第4図:中国人民元対ドル相場と CFETS 指数



(資料) Bloomberg より三菱 UFJ 銀行グローバルマーケットリサーチ作成

#### 人民元の急落は一服し、思いの外、人民元安が進まない可能性も

もっとも、米金利の上昇が一服し、中米金利差が米国優位の方向へ動かない状況になると、当局が期待するほどの人民元安には至らない可能性が高まっている。

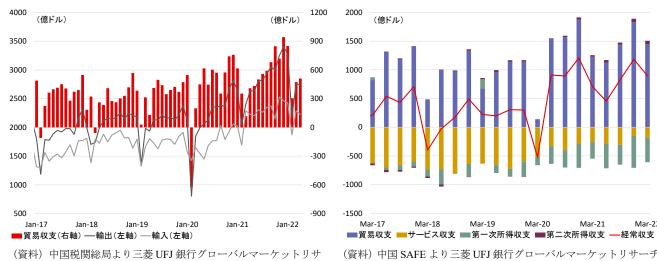
中国当局はゼロコロナ戦略を維持しつつも、経済活動を強くサポートする姿勢を打ち出した。上海市は6月1日にロックダウンを解除。以降は、生産拠点の操業再開を全面的に認めるとのことである。中国が、「世界の工場」としての存在感を早々に回復する可能性が高まったと言えそうだ。中国政府は「前年比+5.5%前後」という今年の成長目標を撤回していない。産業構造を考えれば、生産活動の活発化、輸出拡大は目標達成に必要不可欠であろう。また、ここにきて、最大の輸出相手国である米国が、インフレ抑制の観点から対中輸入関税の引き下げを検討している。日米豪印による対中包囲網とも言えるクアッド会合で来日中のバイデン大統領が明言したことから、関税引き下げの実現可能性は高そうだ。

直近4月の貿易統計では、経済活動の低迷によって輸出が直近ピークから半減したことが確認されている。ただし、輸入も減少しており、貿易収支は相応規模の黒字を保った(第5図)。もちろん、中国の経済活動が急速に回復することにより、再び物流のボトルネックなどが生じる可能性もあろうが、輸出は再び拡大基調となり、貿易黒字拡大に繋がるものと予想する。一方、ゼロコロナ戦略が維持されていることもあって、収支「悪化」要因である国外旅行の事実上の解禁は見通しが立たない。サービス(旅行)収支の赤字は引き続き低位にとどまることが予想される。結局、経常収支は相応規模の黒字が維持されよう(第6図)。

内外の金融政策格差が意識され、目先の人民元安観は残るものの、ここまでの人民元安を主導した海外投資家の資金流出が鈍ることで、そのペースは緩やかなものにシフトしよう。加えて、輸出が確りと増加基調となれば、国内輸出企業による実需の人民元買い圧力も強まることになろう。対ドル相場では、ここまでのドル高進行に陰りが見え始めていることもあり、今次人民元安の限界も近づいていると考える。当面はボラティリティの高い状態が継続しそうなことも踏まえてレンジは幅広にとりつつも、緩やかな人民元高予想に切り替えることとする。



## 第5図:貿易収支(4月まで)



ーチ作成

(資料)中国 SAFE より三菱 UFJ 銀行グローバルマーケットリサーチ

第6図:経常収支(1-3月期まで)

#### 予想レンジ

	22 年 6 月	7月~9月	10 月~12 月	23年1月~3月
USD/CNY	6.500~6.850	6.450~6.800	6.450~6.800	6.400~6.750
CNY/JPY	18.3~19.8	18.2~19.7	18.1~19.6	18.0~19.5

予想レンジは四半期中を通じた高値と安値の予想

(2022年5月31日)

Mar-21

Mar-22

## (執筆者連絡先)

三菱 UFJ 銀行 グローバルマーケットリサーチ

チーフアナリスト 井野鉄兵

Tel: 03-6214-4185 E-mail: teppei\_ino@mufg.jp





## 「華南ビジネス最前線」 第 54 回 ~南沙における RCEP・CPTPP を対象とした改革措置の発表

三菱 UFJ 銀行 香港法人営業部 アドバイザリー室

2022年1月17日、広東省広州市所在の南沙自由貿易開発区の管理委員会が公開演説を行い、「南沙自貿区における RCEP・CPTPP を対象とした改革開放拡大のパイロット措置」(以下「本措置」)の内容を公表した。RCEP <sup>1</sup> 及び CPTPP <sup>2</sup> を考慮した自由貿易区関連の措置公表は全国初だという。本稿では、その内容について簡単に紹介したい。

## 1. 南沙の概要/RCEP · CPTPP の背景

南沙は広州市の南部に位置し、2012年に国家レベルの発展新区として指定され、立地の良さを活かし香港・マカオとの協働を強化すべく発展規画が制定されてきた <sup>3</sup>。その後 2015年4月に、自由貿易区(以下「自貿区」)として正式に発足し、物流業・金融業・ハイエンド製造業・現代サービス業を重点産業に置く発展方針が定められた。南沙における自貿区のエリアは 60 平方キロメートルに達し、同じく広東省所在の蛇口及び横琴自貿区より倍以上の面積が確保され、うち保税港区は約7平方キロメートルを占める。

2022 年に入り発効した RCEP は、加盟国を合わせると世界人口・GDP の 3 割を占める世界最大級の経済連携協定として高い関心が寄せられている。インドの中途離脱により、中国の存在感は加盟国のなかでも際立っているが、中国は CPTPP にもかねてより加盟意向を示し、2021 年 9 月に正式に加盟申請を行った。米国による TPP 復帰の可能性も議論されているなか、今後の米中関係において、CPTPP への加盟は中国にとって重大な意味を持つこととなろう。

RCEP の発効及び中国による CPTPP への加盟申請に伴い、今後、日本を含む加盟国間での貿易活性化が見込まれるなか、南沙自貿区は輸出入拠点として注目を集めている。直近の実績をたどれば、2021年(1月から11月まで)南沙自貿区での輸出入総額は2,360億人民元(前年比約16%増)を計上し、広州市の対外貿易総額の約4分の1を占めている。

18

<sup>3</sup> 詳細は2012年10月10日公表の「広州南沙新区発展規画」を参照。



1



<sup>&</sup>lt;sup>1</sup> RCEP (Regional Comprehensive Economic Partnership) とは、2022 年 1 月 1 日より発効した地域的な包括的経済連携協定を指し、現時点では日本、中国、韓国、豪州、ニュージーランド及び ASEAN 加盟国 10 カ国の計 15 カ国が当協定を締結済み。

<sup>&</sup>lt;sup>2</sup> CPTPP(Comprehensive and Progressive Agreement for Trans-Pacific Partnership)とは、2018 年 12 月 30 日より発効した包括的及び先進的な協定を指し、現時点では日本、シンガポール、豪州、カナダ、ベトナム等を含めて 11 カ国が当協定を締結済み。

## 2. 本措置の主な内容

分野	内容(抜粋)
貿易自由 · 利便化	<ul> <li>■ 通関プロセスの簡素化を検討し、港・検問所における情報処理の最適化及び自動化水準の向上を図る</li> <li>■ 各国の港・税関・検問所との連携を強化し、情報の相互共有及び接続を促進</li> <li>■ グローバル・トレーサビリティ・センター <sup>4</sup> を活用し、企業による原産地の自主的声明を認める新たな申告方式を検討</li> </ul>
投資規制緩和 · 投資誘致	<ul> <li>■ サービス業における外国資本参入制限の緩和を検討</li> <li>■ 外商投資参入における「ネガティブ・リスト」制度の改革・最適化を推進</li> <li>■ 貿易関連の知的財産権についての保護制度を新たに制定し、知的財産権の侵害を予防できる仕組みを確立</li> <li>■ グローバル・インターネット仲裁領域での国際技術基準を率先して制定し、GBA 5 における国際商事紛争解決の仕組みを確立</li> </ul>
ヒト・モノ 流通促進	■ オフショア・データ・センター、「国際データ自貿港」 <sup>6</sup> の建設を推進 ■ データにおける安全なクロスボーダー転送のパイロット管理措置の展開 ■ ヒトのクロスボーダー流通における更なる利便化措置の先行パイロット導入
オフショア貿易 発展促進	<ul> <li>■ オフショア貿易の活性化を牽引し、オフショア金融業務の発展を促進させる</li> <li>■ クロスボーダー貿易及び投資・融資の利便化を促進</li> <li>■ 外貨・人民元における通貨両替時の利便性の向上</li> <li>■ 外貨・人民元におけるクロスボーダー決済の利便性の向上</li> </ul>
国有企業における 国際競争力の向上	<ul><li>■ 競争中立性が保たれた公正公平なマーケットの構築</li><li>■ 国有企業に対し分類管理及び体制改革の実施を検討し、国有企業における国際的競争力の向上を目指す</li></ul>
グリーン関連・ 農業	■ CO2 排出量を減少させるグリーン経済モデルの構築 ■ 現代農業における国際的交流を強化し、基準の相互接続を促進 ■ 「グリーン自由貿易区」及び「グリーン農業自由貿易区」の建設を検討

## 3. まとめ

RCEP の発効に伴い、関税率の引き下げや撤廃に対処するための通関プロセスの最適化が求められる。また、貿易国/品目によっては原産地を判断する基準が一新される場合もあるため、実務面においては今まで以上に複雑な対応が必要となる。そこで、RCEP に定められた優遇税率を全面的に適用できるよう、本措置には原産地証明書の取得をはじめ通関関連の利便化が盛り込まれた。南

<sup>6 「</sup>国際データ自貿港」の目玉プロジェクトとして、中国企業である中航雲電信が2022年1月に南沙にて「国際データ転送ハブ」の建設を発表した。総投資金額318億人民元の当プロジェクトは、データセンター2棟及び動力源施設の建設を計画しており、グローバル海底ケーブルの接続によるネットワークの一体化が目的とされている。



<sup>4 2021</sup> 年 4 月、南沙は山東省所在の青島自貿区と協定を締結し、原産地を追跡するための最先端プラットフォームの構築を目指し、グローバル・トレーサビリティ・センター(中国語:全球遡源中心)の共同建設を発表した。

<sup>&</sup>lt;sup>5</sup> 粤港澳大湾区 (グレーターベイエリア: GBA) とは広東省珠江デルタ地域所在の9つの都市 (深圳、東莞、恵州、広州、肇慶、仏山、中山、珠海、江門) と、香港及びマカオ特別行政区から構成される都市圏である。

沙に限らずその他地域に所在する自貿区でも同様の措置導入の動きが想定されるため、RCEP がもたらす貿易活性化の恩恵を最大限に享受できるよう、その他地域の今後の取組みにも注目していきたい。

RCEP の締結は日中両国間で初めての自由貿易協定であり、南沙自貿区に進出している日系企業にとって RCEP の発効及び本措置の施行は中国商流の拡大に繋がることが期待される。広州市商務局の研究結果によると、RCEP 実施1年目(2022年)での広州市全体における輸出入金額は200億人民元の増額が見込まれており、対国・地域別では特に日本・韓国・ASEAN 各国との貿易量増大の余地があると述べられている。実際、南沙では物流量の増加を見越して第四期の港区建設が進められており、当該港区はGBAにおける初の全自動化埠頭であると強調されている。建設は2022年内に竣工予定で、南沙港区全体の年間のコンテナ取扱い可能量を2,000万 TEU まで引き上げられるという(2020年広州市全体のコンテナ取扱量は2,319万 TEU で世界5位)。

一方、物流に伴う商流の増加のほか、本措置ではオフショア貿易の推進にも言及しており、先般、中国人民銀行・外貨管理局より発表された「新型オフショア国際貿易」の通達 <sup>7</sup> の方向性に沿って三国間貿易をコンセプトとした新たな貿易モデルを許容する姿勢を示した。南沙当局は、これからホワイトリスト制度を設け、認定された企業は三国間貿易を実行可能になると共に、オフショア貿易に対する優遇税制の確立や金融監督管理制度のパイロット導入の研究も進めていると報じられている。

このように、伝統的な輸出入商流や三国間貿易の商流増加に伴い、人民元のクロスボーダー決済の需要増も見込まれるなか、南沙とは政策上協働関係にある香港にとっても、専門サービス提供者及びオフショア人民元センターとしての役割を今まで以上に果たすことが期待されている。他方、香港政府自身もRCEPへの加盟を申請 <sup>8</sup> したことが明らかになっており、当室ではRCEP関連の動向並びに華南地域の最新政策に注視しつつ、引き続き関連情報を提供していきたい。

(本稿はニュースフォーカス 2022 年 2 月 24 日発行分を一部修正したレポートです)

三菱 UFJ 銀行 香港法人営業部 アドバイザリー室

住所: 9F AIA Central, 1 Connaught Road, Central, Hong Kong

Email: Kelly\_my\_mok@hk.mufg.jp

TEL: 852-2249-3938

日本語・中国語・英語対応が可能なメンバーにより、東アジアのお客様向けに事業スキームの構築から各種規制への実務対応まで、日本・香港・中国の制度を有効に活用したオーダーメイドのアドバイスを実施しています。

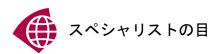
香港・華南への新規展開や既存グループ会社の事業再編など、幅広くご相談を承っておりますので、お気軽に弊行営業担当者までお問い合わせください。

<sup>&</sup>lt;sup>8</sup> RCEP への新規加盟の認定は協定発効から 18 カ月後になると規定されているため、2022 年 1 月に申請した香港の加盟は早くても 2023 年半ば以降になると想定される。



 $<sup>^7</sup>$  2021 年 12 月 24 日に中国当局より公表された「新型オフショア国際貿易の発展を支持することに関する通知」を指す。詳細は弊行作成のニュースレターを参照。

 $<sup>\</sup>underline{https://reports.mufgsha.com/File/pdf\_file/info003/info003\_20220114\_001.pdf}$ 



## 税務会計:税関と税務局間での移転価格協同管理制度の実施 ー中国初の試行事例の紹介

KPMG 中国 日系企業サービス 税務パートナー 陳蔚 (Vivian Chen)

## 要約

中国税務局と税関の現行管理体制の下では、企業は海外関連会社から輸入仕入れを行う場合、二つの部門より同時に輸入価格に対する質疑を受け、価格を調整される問題に直面する可能性がある。近日、中国深圳市の税務局と税関は、中国で初めて政府部門を跨ぐ協力体制を創出し、海外関連者仕入に関わる輸入価格の移転価格協同管理制度を正式に実施することを検討している。仮に当該制度が実施された場合、長年企業が悩んできた関連取引の輸入価格に対する税関と税務局間の二重認定及び二重課税問題を解決し、企業の移転価格管理に確実性を与え、中国及びグローバルからみて画期的な取り組みと高く評価されることとなる。

同時に、深圳における某日系企業は、深圳税関、深圳税務局と中国初の移転価格協同管理試行案件の合意を達成、KPMG中国はその全プロセスに参加し、企業の成功をサポートした。当該ケースは協同管理制度の実行可能性の考察、政策の制定と実施にあたっての有益な試みサンプルを提供するとともに、当該企業のために輸入価格管理における諸問題を解決し、関連の税務コストの削減を達成している。

#### 1. 背景

グローバル経済の一体化に伴い、多国籍企業ではグローバルでリソースを配置し、サプライチェーンの最適化を求め、国境を跨ぐ関連取引が盛んに行われている。同時に、中国の税務機関と税関の課税管理方式が事前審査から事後管理に転換したことに伴い、関連取引の輸入価格設定の合理性問題が税務局と税関の双方の審査重点となっている。近年、中国における多くの外資企業がこれら二つの政府部門から価格の質疑と調整を受けている。

一方、多国籍企業は内外の経営環境の変化と挑戦に対応するために、関連経営政策を絶えず調整する必要がある。そのうち関連取引の価格政策の調整並びにそれに伴う輸入関連価格と利益水準の変化は、税務局及び税関による移転価格調査を引き起こすトリガーとなりうる。

企業の輸入仕入の関連取引に対し、中国の税関と税務局は取引価格が独立第三者取引の原則に合致しているかどうかを審査するが、既存の政策における双方の着眼点は次の通り一致していない。

- 税関の着眼点:輸入貨物の成約価格は税関の輸入税金の主な課税根拠となる。そのため、税関は、中国企業の輸入価格を不当に低く申告した輸入税金の過少納付問題があるかに注目する。
- 税務局の着眼点:輸入者である中国企業に企業所得税を課税する際に、収入から損金算入できる原価、費用を差し引いた後の課税所得が課税ベースとなる。そのため、税務局は輸入価格(仕入原価)を不当に高く申告し、中国企業の課税所得を低くする問題があるかに着目する。

上述の通り、税関と税務局の関連取引審査における着眼点が異なっている。且つ、双方は独立した法規体系の下で職能を行使し、輸入価格とそれに対応する利益水準に対する合理性審査と調整を行っているため、意思疎通が欠け相互承認メカニズムがない場合に、二重認定及び二重課税が発生しやすくなる。また、税関と税務局間のこういった問題は、他の国及び地区でも普遍的に存在して



いる。

この背景の下で、深圳の税務局と税関は、近日、関連取引輸入価格に対する協同管理制度を正式 に導入することを検討している。この制度を利用した場合、税務局と税関は企業の輸入価格と利益 水準に対して一致した審査結果を下すことが可能となり、企業の二重課税問題を緩和し、企業の移 転価格管理の確実性を向上させ、税務管理コストを抑えられる効果を大いに期待できる。

#### 2. 中国初の試行事例の紹介

当該制度を制定する前に、深圳税関と税務局は、深圳における某日系企業と関連取引輸入価格に 関する協同管理協議を実施し、KPMG中国は当該企業の税務顧問として当該試行事例のすべてのプロセスに参与し、協議の成功をサポートした。現在、当該企業と税務局、税関はすでに合意達成しており、当該革新的な制度の全国初の事例となった。

当該企業は、税関から海外関連者からの輸入貨物価格の合理性を質疑され、税関の要求に基づき輸入価格を調整し、輸入税金を追納していた。また、海外関連者に支払った IP (知的財産) 使用料が輸入貨物と関連性があると税関に判定され、輸入貨物価格に加算計上し、税関に輸入税金を追納した。一方、税関に課税された輸入貨物移転価格及び IP 使用料に対し、中国の税務局に調整前の価格と費用に基づき納税処理をしていたため、これによって、当該企業は税関と税務局による価格の二重認定及び二重課税問題になっていた。

中国で前例がない状況の中、企業の上述の二重課税問題を解決するために、中国の既存の税関及び税務制度に基づき解決案を模索し、深圳税務局、深圳税関、企業及びその税務顧問である KPMG の協同作業と、各当事者のたゆまぬ努力を経て、最終的に税関、税務局と当該企業の合意を達成した。

当該試行事例は、幾つか意義のある革新点があると思われる。

- まず、当該試行事例によって、中国税務局と税関との間に移転価格に関する双方協議を行い、 協議結果に対し双方が認可し実行するという部署を跨ぐフレームワークを初めて作り上げた。 中国の制度上革新的な試みとして高く評価されている。
- 次に、税関と税務局は価格協議を行う際に、前例がないにもかかわらず、移転価格手法の採用、 輸入貨物の審査範囲の確定、ロイヤリティ課税問題の解決方法、協議結果の実行方法、二重課 税をなくすための税還付の申告方法など、多方面にわたる斬新的な解決案を生み出したことに 対し、高く評価されている。
- 最後に、当該試行事例の執行結果から見ると、当該企業にとって、長年悩んでいた二重課税問題を解消し、税務と税関のコンプライアンス遵守にあたってのコスト削減、効率化を達成でき、企業の経営に関わる政策面の安定性が実現できている。

上述の税務局と税関の移転価格協議の試行事例の成功に伴って、今後中国深圳地区で他の企業も 関連の制度を利用することが期待されており、ひいては将来、中国の他の地域でも制度の試行と運 用が行われ、より多くの納税者が恩恵を受けられることを期待している。

なお、関連の試行事例及び移転価格協議制度の詳細については KPMG の専門家までお問合せください。

(執筆者連絡先)

KPMG 中国 日系企業サービス

税務パートナー

陳蔚 (Vivian Chen)

中国深圳市南山区科苑南路 2666 号 15F

Tel: +86-755-2547-1198 E-mail: vivian.w.chen@kpmg.com





## 日系企業のための中国法令・政策の動き

三菱UFJリサーチ&コンサルティング 国際アドバイザリー事業部 シニアアドバイザー 池上隆介

今月号では4月中旬から5月中旬にかけて公布された政策・法令を取りあげました。一部、それ 以前に公布され、公表が遅れていたものを含んでいます。

## [ 政策 ]

## 【環境保護】

○「生態環境部の『"14 五"環境影響評価および汚染物質排出許可活動実施計画』の印刷・発布 に関する通知」(環環評[2022] 26 号、2022 年 4 月 1 日発布・実施)

環境保護の中心的政策である環境影響評価と汚染物質排出許可の第 14 次 5 ヵ年計画期間 (2021~2025年) における実施計画。

- ■主な目標は、以下の通り。
  - 発生源汚染防止の改善:全国での生態環境区域別管理・制御システム(注)と管理メカニズム、技術体系およびデータ共有システムを基本的に整備する(注:区域毎の"三線一単"(生態保護のレッドライン、環境の質のボトムライン、資源利用のトップラインと生態環境参入リスト)による区域別の環境保護基準で、2021年から全国で試行されているもの)。
  - 汚染物質排出許可制度の強化:固定汚染源排出許可での全要素・全周期管理を基本的に 実現する。法執行管理システムと自己モニタリング管理メカニズムを確立し、汚染物質 排出許可証による管理を実行する。
  - 制度革新システムの多様化:区域別管理のほか、開発計画環境評価、プロジェクト環境 評価、排出許可、法執行・査察等の制度管理システムを初歩的に確立する。また、温室 効果ガス排出についての環境影響評価を検討する。
  - 基礎的保障の強化:新分野、新業種の管理政策、技術方法を発布、実施する。環境影響 評価と汚染物質排出許可の情報連携と業務上の協働を推進する。
- ■原文は中央人民政府ポータルの下記サイトをご参照。 http://www.gov.cn/zhengce/zhengceku/2022-04/19/content 5685975.htm

## 【安全生産】

○「国務院安全生産委員会の『"14 五"国家安全生産計画』の印刷・発布に関する通知」(安委[2022] 7号、2022 年 4月 6 日発布・実施)

第14次5ヵ年計画期間における安全生産(企業などの生産活動における安全対策)についての計画。



- ■主な目標は、以下の通り。
  - 2025 年までに、重大安全リスク防止・解消の体制メカニズムの健全化、能力向上により、 生産安全事故を持続的に引き下げ、危険化学品、鉱山、消防、交通運輸、建築施工等の 重点分野の重大・特大事故を抑止する。2021~2025 年の目標値は、生産安全事故死者数 15%減、重大・特大事故発生数 20%減など(注:事故の分類基準では、特大事故は死者 10人以上か従業員 100人以上または直接的経済損失が1億元以上、重大事故は同じく10 人以上30人未満か50人以上100人未満または5千万元以上)。
  - 2035年までに、安全生産の統治システムと統治能力の現代化を基本的に実現し、安全生産の保障能力を大幅に強化し、安全文明に対する全人民の素質を向上させる。
- ■原文は応急管理部の下記サイトをご参照。

https://www.mem.gov.cn/gk/zfxxgkpt/fdzdgknr/202204/t20220412 411518.shtml

## 【対外貿易】

○「国家税務総局等 10 部門の『輸出税額還付の更なる支援力強化、対外貿易の平穏な発展の促進 に関する通知』の印刷・発布」(税総貨労発 [2022] 36 号、2022 年 4 月 20 日発布・実施)

新型コロナウイルス感染拡大により経営が困難な状況にある対外貿易企業に対する増値税輸 出税額還付等による支援措置。

- ■主な支援措置は、以下の通り。
  - 企業が輸出代金の受け取りができず輸出信用保険の保険金を受け取った場合、輸出代金 を受け取ったものとみなして輸出税額還付を認める。
  - 加工貿易の輸出での増値税の徴収率と還付率が一致しないことにより仕入税額の支出が 多くなった場合も、仕入税額控除を認める。
  - 税関と税務部門間のデータ共有を強化し、輸出貨物の税額還付申告、ファイナンスリース貨物の税額還付申告、来料加工の免税照合申告での提出資料を簡素化する。
  - 輸出税額還付手続きのペーパーレス化を実現し、平均処理日数を 2021 年の7業務日から 2022 年には6業務日以内に短縮する。
  - 自然災害、新型コロナウイルス感染状況等の影響で企業が期日に輸出代金の受け取りができない場合、事前の証明資料の提出を取り消し、企業の資料保管で可とする。
- ■原文は財政部の下記サイトをご参照。 https://xxgk.mot.gov.cn/2020/jigou/cwsjs/202204/t20220424 3652624.html

#### 【企業負担軽減策】

○「国家発展改革委員会等の 2022 年のコスト引き下げ重点活動に関する通知」(発改運行 [2022] 672 号、2022 年 4 月 29 日発布・実施)

2022年3月に開催された全人代での「政府活動報告」に基づく2022年の企業のコスト軽減措置。

■この通知では、税・行政費用の引き下げ、金融面の支援措置、行政許可手続きでの負担軽減、人的コストの引き下げ、土地・建物・原材料コストの引き下げ、物流コストの引き下げ、企業の資金回転効率の向上、企業の潜在力発掘の8つの面で26項目の措置が挙げられ



ている。このうち、具体的な数値目標が示されている措置は、以下の通り。

- 中小・零細企業の年課税所得額が 100 万~300 万元の部分について、企業所得税の徴収を 再半減する。
- 中小・零細企業に対する増値税の控除留保税額の積み残しを 6 月末までに一括還付し、 増加分を全額還付する。
- 科学技術型中小企業の研究開発費の追加控除比率を 75%から 100%に引き上げる。
- 従業員を削減しないか少ない企業に対し、失業保険の特別給付により 2022 年度の復職率 を 60%から 90%に引き上げる。
- 2022 年に新型コロナウイルス感染の中高リスク地区に指定された県級行政区域内に所在するサービス業の中小・零細企業と個人事業主の国有建物の賃借料を 6 ヵ月間減免し、その他の地区は 3 ヵ月間減免する。
- ■原文は国家発展改革委員会の下記サイトをご参照。 https://www.ndrc.gov.cn/xxgk/zcfb/tz/202205/t20220510\_1324480.html?code=&state=123
- ○「国務院中小企業発展促進活動指導小組弁公室の中小・零細企業の困難緩和支援強化の若干の 措置に関する通知」(工信部企業函[2022]103号、2022年5月9日発布・実施)

新型コロナウイルス感染拡大の影響を受ける中小・零細企業と個人事業主に対する支援措置。

- ■主な措置は、以下の通り。
  - 地方の救済専用資金により中小・零細企業と個人事業主の家賃、水・電気料、保証費用、 コロナ予防支出等に補助、貸付利息補助、社会保険料補填を提供する。
  - 2022 年の国有大型商業銀行による包摂型貸付を新たに1兆6千億元増加させる。
  - 政府系融資保証機構のサービスを拡大する。
  - 銀行による為替リスクヘッジサービス、先物公司によるリスク管理サービスを支援する。
  - 中小企業の支払遅延防止・解消の専門活動を展開する。
  - 産業チェーンで重要な位置にある中小・零細企業を重点産業サプライチェーン"ホワイトリスト"に入れ、従業員の出勤や輸送が困難であるなどの問題を重点的に解決する。
  - 2022年の中小・零細企業のブロードバンドと専用線の平均費用を更に10%引き下げる。
- ■原文は財政部の下記サイトをご参照。 https://www.miit.gov.cn/zwgk/zcwj/wjfb/tz/art/2022/art\_a22156b08b43454a8752547da0696835.html
- ○「人力資源社会保障部弁公庁、国家税務総局弁公庁の特別困難業種の企業社会保険料の段階的繰り延べ実施に関する通知」(人社庁発 [2022] 16 号、2022 年 4 月 25 日発布・実施)

新型コロナウイルス感染拡大により特に困難な状況にあるサービス業の企業に対する社会保険料の納付繰り延べ措置。

- ■主な内容は以下の通り。
  - 飲食、小売、民間航空、道路・水路・鉄道運輸の企業に対し、基本養老保険、失業保険、 工傷保険(労災保険に相当)の保険料の単位納付部分の繰り延べを認める。従業員個人



の納付部分については、通常通り代理控除・納付をしなければならない。

- 繰り延べができる保険料は基本養老保険が2022年4月から6月の分、失業保険と工傷保険が2022年4月から2023年3月の分とする。既に2022年4月分の保険料を納付した場合は、5月分からの繰り延べとして1ヵ月延長するか、4月分を返還するかを申請できる。繰り延べ期間の滞納金は免除とする。
- 繰り延べの申請は、上記の繰り延べ期間内に社会保険登記部門に行う。
- 繰り延べ期間終了後は、失業保険料と工傷保険料は原則として 1 ヵ月以内に納付しなければならない。基本養老保険料については 2022 年末までに納付するものとし、その間の滞納金を免除する。
- ■原文は人力資源社会保障部の下記サイトをご参照。 http://www.mohrss.gov.cn/xxgk2020/fdzdgknr/zcfg/gfxwj/shbx/202205/t20220512\_447570.html?ke ywords=

#### (執筆者連絡先)

三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング

E-mail: r-ikegami@murc.jp ホームページ: https://www.murc.jp





# 主要経済指標の推移

三菱 UFJ 銀行 トランザクションバンキング部

	W / I		202	0年		2021年				2022年			
項目	単位	1~3月	1~6月	1~9月	1~12月	1~3月	1~6月	1~9月	1~12月	1月	2月	3月	4月
国内総生産(GDP)	前年 同期比%	-6.8	-1.6	0.7	2.2	18.3	12.7	9.8	8.1			(1-3月) 4.8	
固定資産投資*	前年 同期比%	▲16.1	▲3.1	0.8	2.9	25.6	12.6	7.3	4.9	1	12.2	9.3	6.8
第一次産業	前年 同期比%	▲ 13.8	3.8	14.5	19.5	45.9	21.3	14.0	9.1	-	8.8	6.8	5.8
第二次産業	前年 同期比%	▲ 21.9	▲8.3	▲ 3.4	0.1	27.8	16.3	12.2	11.3	_	19.6	16.1	12.6
第三次産業	前年 同期比%	▲ 13.5	▲1.0	2.3	3.6	24.1	10.7	5.0	2.1	I	9.5	6.4	4.3
工業生産(付加価値ベース)**	前年 同月比%	▲ 8.4	▲ 1.3	1.2	2.8	24.5	15.9	11.8	9.6	ı	7.5	5.0	▲ 2.9
社会消費財 小売総額***	前年 同月比%	▲ 19.0	▲ 11.4	▲ 7.2	▲ 3.9	33.9	23.0	16.4	12.5	ı	6.7	▲ 3.5	<b>▲</b> 11.1
消費者物価上昇率 (CPI)	前年 同月比%	4.9	3.8	3.3	2.5	0.0	0.5	0.6	0.9	0.9	0.9	1.5	2.1
工業生産者 出荷価格(PPI)	前年 同月比%	▲ 0.6	▲ 1.9	▲ 2.0	▲ 1.8	2.1	6.7	5.1	8.1	9.1	8.8	8.3	8.0
輸出***	億ドル	4,780.3	10,987.5	18,113.9	25,906.5	7,099.8	15,183.6	24,008.2	33,639.4	_	5,447.0	2,760.8	2,736.2
+69 1-1	前年 同月比%	▲ 13.3	▲ 6.2	▲ 0.8	3.6	49.0	38.6	33.0	29.9	-	16.3	14.7	3.9
輸入***	億ドル	4,649.7	9,309.5	14,853.4	20,556.1	5,936.2	12,668.4	19,732.9	26,875.3	-	4,287.5	2,287.0	2,225.0
TID	前年 同月比%	▲ 2.9	▲ 6.4	▲ 3.1	▲ 1.1	28.0	36.0	32.6	30.1	-	15.5	▲ 0.1	0.0
貿易収支***	億ドル	130.6	1,678.0	3,260.5	5,350.3	1,163.5	2,515.2	4,275.4	6,764.3	-	1,159.6	473.8	511.2
対内直接投資	億ドル	312.0	679.3	1,032.6	1,443.7	448.6	909.6	1,292.6	1,734.8	158.4	220.2	212.3	153.8
(実行ベース)	前年 同月比%	▲ 12.8	▲ 4.0	2.5	4.5	43.8	33.9	25.2	20.2	17.6	74.8	13.0	8.5
外貨準備高	億ドル	30,606	31,123	31,426	32,165	31,700	32,140	32,006	32,502	32,216	32,138	31,880	31,197
都市部調査失業率	%	5.8	5.8	5.7	5.6	5.4	5.2	5.2	5.1	5.3	5.5	5.8	6.1
国内自動車	万台	367.2	1,025.7	1,711.6	2,531.1	648.4	1,289.1	1,862.3	2,627.5	253.1	173.7	223.4	118.1
販売台数	前年 同月比%	<b>▲</b> 42.4	▲ 16.9	▲ 6.9	▲ 1.9	75.6	25.6	8.7	3.8	0.9	18.7	▲ 11.7	▲ 47.6
購買担当者指数	製造業	-	_	-	_	_	_	_	-	50.1	50.2	49.5	47.4
(PMI)	非製造業	-	-	-	-	-	-	-	_	51.1	51.6	48.4	41.9

<sup>\*:</sup>年初からの累計ベース。

(出所) 国家統計局等の公表データを基に三菱 UFJ 銀行 トランザクションバンキング部作成。



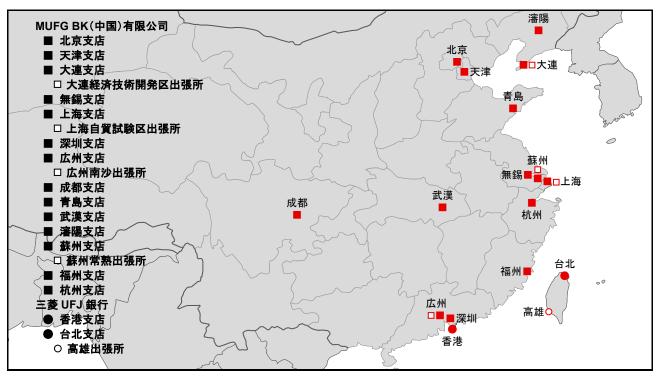
<sup>\*\*:2</sup>月は1-2月の累計ベース。独立会計の国有企業と年間販売額2,000万元以上の非国有企業を対象。

<sup>\*\*\*:2</sup>月は1-2月の累計ベース。

# MUFG BK 中国月報 (2022年6月号)



# MUFG中国ビジネス・ネットワーク



#### MUFGパンク(中国)有限公司

拠点	住 所	電話
北京支店	北京市朝陽区東三環北路5号 北京発展大厦2階	86-10-6590-8888
天津 支店	天津市南京路75号 天津国際大厦21階	86-22-2311-0088
大 連 支 店 大連経済技術開発区出張所	大連市西崗区中山路147号 森茂大厦11階 大連市大連経済技術開発区金馬路138号 古耕国際商務大廈18階	86-411-8360-6000 86-411-8793-5300
無 錫 支 店	無錫市梁渓区人民中路139号 無錫恒隆広場オフィス2座33層 3301-3308ユニット	86-510-8521-1818
上海支店 上海自貿試験区出張所	上海市浦東新区海陽西路399号前灘時代広場16階 上海市浦東新区海陽西路399号前灘時代広場16階	86-21-6888-1666 86-21-6888-1666
深 圳 支 店	深圳市前海深港現代サービス業協力区7-01 前海嘉里商務中心T2 18階	86-755-8256-0808
広 州 支 店 広州南沙出張所	広州市珠江新城華夏路8号 合景国際金融広場24階 広州市南沙区港前大道南162号広州南沙香港中華総商会大厦 805、806号	86-20-8550-6688 86-20-3909-9088
成 都 支 店	成都市錦江区順城大街8号 中環広場2座18階	86-28-8671-7666
青 島 支 店	青島市市南区香港中路61号乙 遠洋大廈20階	86-532-8092-9888
武 漢 支 店	湖北省武漢市江岸区中山大道1628号 企業中心5号2008室	86-27-8220-0888
瀋 陽 支 店	遼寧省瀋陽市和平区青年大街286号 華潤大厦20階2002室	86-24-8398-7888
蘇州支店蘇州常熟出張所	江蘇省蘇州市蘇州工業園区蘇州大道東289号広融大厦15階 江蘇省常熟市常熟高新技術産業開発区東南大道333号科創大厦12階C区、D区	86-512-3333-3030 86-512-5151-3030
福州支店	福建省福州市台江区江濱中大道363号 華班大厦5階01、02、03、10、11、12号	86-591-3810-3777
杭 州 支 店	浙江省杭州市下城区延安路385号杭州嘉里中心2幢10階1002、1003、1004号	86-571-8792-8080

#### 三菱UFJ銀行

香港支店	8F AIA Central, 1 Connaught Road, Central, Hong Kong	852-2823-6666
		886-2-2514-0598 886-7-332-1881



# MUFG BK 中国月報 (2022年6月号)

#### 【本邦におけるご照会先】

トランザクションバンキング部

東京:050-3612-0891(代表) 大阪:06-6206-8434(代表) 名古屋:052-211-0650(代表)

発行:三菱UFJ銀行 トランザクションバンキング部

編集:三菱UFJリサーチ&コンサルティング 国際情報営業部

2022年6月8日発行

- ・本資料は情報提供を唯一の目的としたものであり、金融商品の売買や投資などの勧誘を目的としたものではありません。本資料の中に銀行取引や同取引に関連する記載がある場合、弊行がそれらの取引を応諾したこと、またそれらの取引の実行を推奨することを意味するものではなく、それらの取引の妥当性や、適法性等について保証するものでもありません。
- ・本資料の記述は弊行内で作成したものを含め弊行の統一された考えを表明したものではありません。
- ・本資料は信頼できると思われる情報に基づいて作成されていますが、その正確性、信頼性、完全性を保証するものではありません。最終判断はご自身で行っていただきますようお願いいたします。本資料に基づく投資決定、経営上の判断、その他全ての行為によって如何なる損害を受けた場合にも、弊行ならびに原資料提供者は一切の責任を負いません。実際の適用につきましては、別途、公認会計士、税理士、弁護士にご確認いただきますようお願いいたします。
- ・本資料の知的財産権は全て原資料提供者または株式会社三菱 UFJ 銀行に帰属します。本資料の本文の 一部または全部について、第三者への開示および、複製、販売、その他如何なる方法においても、第 三者への提供を禁じます。
- ・本資料の内容は予告なく変更される場合があります。

